

# 政治的な見方・考え方の育成を目指した小学校社会科単元開発

— 第6学年の我が国の政治の働きに関する学習を事例として —

桑原 敏典 ・ 横川 和成\*

本研究は、小学校における政治学習の改善を目指して、政治的な見方・考え方の育成を目指した授業構成の原理を明らかにするとともに、その成果を具体的な単元開発を通して示そうとするものである。平成29年3月に、小学校及び中学校の学習指導要領が示され、新しい教育課程における社会科の姿が明らかになった。新しい社会科の特質の一つとして注目されることは、見方・考え方の重視であることは間違いない。本研究では、見方・考え方とは何か、それを育成するとはどういうことか、そのための授業構成はどのようなものかを、具体的に小学校第6学年の政治学習の単元開発を通して明らかにしていきたい。

本研究では、まず、社会科教育の目標として見方・考え方の育成に逸早く着目した森分孝治の論に注目した。森分は、見方考え方を理論的な知識として定義し、その拡大・深化・体系化が社会科教育の任務であることを明らかにしている。学習指導要領においては、前回の改訂から見方や考え方の育成が、中学校社会科において特に注目されるようになったことをふまえ、その論理が森分の主張にそったものであることを論じた。さらに、今回の学習指導要領改訂にあたっては、見方・考え方が全ての教科の目標として掲げられるようになり、これまで以上に重視されるようになったことを述べるとともに、その原理は、森分の論をふまえた従来の主張を踏襲しつつも、違った側面を持ち複雑な性格をもつものとなっていることを明らかにした。最後に、以上の考察をふまえて、第6学年の政治学習単元「人間が生きるための権利について考えよう」を開発し、その指導案を提示した。

Keywords：小学校社会科，政治学習，見方・考え方，学習指導要領

## I. はじめに

本研究は、小学校における政治学習の改善を目指した、政治的な見方・考え方の育成を目指した社会科授業構成の原理を明らかにするとともに、その成果を具体的な単元開発を通して示そうとするものである。平成29年3月に、小学校及び中学校の学習指導要領が示され、新しい教育課程における社会科の姿が明らかになった。新しい社会科の特質の一つとして注目されることは、見方・考え方の重視であ

ることは間違いない。本研究では、見方・考え方とは何か、それを育成するとはどういうことか、そのための授業構成はどのようなものかを、具体的に小学校第6学年の政治学習の単元開発を通して明らかにしていきたい。

見方・考え方は、従来から学習指導要領の中で、見方や考え方として示されており、社会科で育成すべき重要な資質の一つであった。しかし、その扱いは、飽くまで資質の一つということに過ぎず、目標等の

岡山大学大学院教育学研究科 社会・言語教育学系 700-8530 岡山市北区津島中3-1-1

\*兵庫教育大学大学院連合学校教育研究科 教科教育実践学専攻 673-1494 兵庫県加東市下久米942-1

西脇市立西脇中学校 677-0017 兵庫県西脇市小坂町95-1

Developing the lesson plan of the elementary social studies for making the perspective of the political thinking: On the basis of the tentative lesson plan of the contents of Japanese politics of the 6th grade of an elementary school  
Toshinori KUWABARA and Kazunari YOKOGAWA\*

Division of Social Studies and Language Education, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1  
Tsushima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

\*Division of Subjects and Related Areas of Education, Graduate School of Education, Hyogo University of Teacher  
Education, 942-1 Shimokume, Kato 673-1494

Nishiwaki Junior High School of Nishiwaki, 95-1, Kosakamachi, Nishiwaki 677-0017

中に明確に示されてはいなかった。その見方や考え方が、広く注目されるようになったのは、前回の学習指導要領の改訂からである。平成20年3月告示の中学校学習指導要領では、社会科の内容編成に大きな変化が見られ、公民的分野においては、内容(1)のイに「現代社会をとらえる見方や考え方」という項目が設けられ、見方や考え方が、学習指導要領の内容として明確に位置付けられたのである。さらに、そこでは「対立と合意、効率と公正」という4つの概念が具体的に明示されるなど、見方や考え方として共通に学ぶべきものが示されることになった。

このことは、中学校社会科教師に大きな変化として受け止められた。教師たちは、まず、見方や考え方とは何かということから検討しなければならなかった。なぜなら、それまで、社会科授業においては身近で具体的な内容こそ子供にとって分かり易く、実際の社会や日常生活の理解に役立つものであり、抽象的な概念や考え方に偏った学習は避けるべきものと捉えられてきたからである。そのため、「対立や合意、効率や公正」という概念を授業の中でどのように取り上げ、いかに理解させるべきなのかということが大きな課題となった。当初、研究授業などでは、具体的な事象や社会的問題をいくつか提示したうえで、それらに対立や合意、効率や公正に関わるものに分類するなどの学習活動が行われるなど、概念それ自体の意味を理解させることがねらいであるかのような実践が提案されていた。社会科で学ぶべきは、事象の意味の正確な理解であり、授業は、その意味を教師が説明する場であるという先入観に、現場の授業観が支配されていることがよく分かる事例である。このような状況はその後も続き、見方や考え方を重視した授業の定着は困難であると思われた。やがて、授業研究においても見方や考え方に注目したテーマは見られなくなり、筆者は、このまま学習指導要領の中からなくなってしまっているのではないかと心配した。しかし、新しい学習指導要領では、このような筆者の危惧とは逆に、社会科だけではなく全ての教科の目標として見方・考え方が掲げられ、従来以上に重視されるようになったのである。見方・考え方は思考力や判断力と密接な関係にあり、新学習指導要領で見方・考え方が強調されるようになったことは、育成すべき資質・能力として思考力や判断力が一層重視されるようになったことを意味している。

平成29年3月の学習指導要領改訂は、コンテンツベースの学習指導要領から、コンピテンシーベースへと大きく転換したことで注目された。明確になった資質・能力にそって目標や内容が整理された

点は、大きな変化であることに違いないが、小学校社会科における変化として本研究が特に注目することは、教科の目標の冒頭に、「社会的な見方・考え方を働かせ」という言葉が掲げられたことと、第6学年の内容編成において、「歴史学習→政治学習→国際社会の学習」という順序が修正され、政治学習が歴史学習の前に位置付けられ、第6学年が政治学習から始まるようになった点である。これら二つの変化に注目し、本研究では、見方・考え方は何かということ、それらを働かせるとはどういうことかということ、特に政治的な見方・考え方はどのようなものかについて検討していきたい。

単元開発は、政治学習の中でも日本国憲法の学習、特に権利の学習において試みることにした。それは、小学校社会科における政治学習の中核が従来から憲法学習であったと考えられることと、その中でも権利の概念の理解が中学校以上の社会科へのつながりを考えるうえでも重要と思われるからである。本研究では、生存権を取り上げた授業の指導計画を作成し、政治的な見方・考え方を育てる小学校社会科のあり方を提案することにした。(桑原)

## II. 見方・考え方とは何か

### 1. 森分孝治による見方考え方の定義

社会科で育成すべき学力として見方・考え方に逸早く注目したのは、森分孝治である。森分は、科学的な社会認識形成を目標とする探求としての社会科授業構成を提案したことで知られるが、その授業理論を示した著書の中で、「社会のみ方考え方」という言葉を用いて科学的知識の構造を説明している<sup>1)</sup>。森分は、この著書の科学的知識の構造を示す図の中で、理論や概念的説明的知識と「社会のみ方考え方」を並列させている。理論は概念、一般化、構成概念から成るもので、次のような性質を持つ知識である。

事實的記述的知識と比較すれば、一般化はより永続的な知識である。一般化は、事実間に関連を与え、洞察や理解のための脈絡を与える知識である。それは、広範囲の出来事・事象の理解や説明、予測に役立つ動的な、より永続性のある知識である<sup>2)</sup>。

この中で森分が述べている「洞察や理解のための脈絡を与える」とは、思考や判断という活動を意味している。つまり、「社会のみ方考え方」とは、事実同士を結び付け、思考や判断をするために不可欠な知識であると言える。

さらに、森分は続いて出版した『現代社会科授業理論』において、より明確に見方考え方に言及している。『現代社会科授業理論』において、見方考え



方は主観的知識の一部を成すものとして位置付けられており、「法則・理論」とともに概念的知識を構成するものとされている<sup>3)</sup>。森分の説明を引用すると、次の通りである。

一般的説明的知識は、事象を説明するためにつくりだされた概念的な知識が外化されたものである。一般的説明的知識は、それを自己の内にとりこむ個人の側からみれば、いわば、社会の見方考え方といわれるものである。工業地域開発一般について説明する子どもは、内面にその子なりの見方考え方をもっているわけである。人は誰でも自分なりの社会の見方考え方をもっている。それは社会的事象をとらえる枠組みとしてはたらいっている。その要素を命題化し主観化したものが一般化であり、法則・理論である。社会の見方考え方は、社会を解釈し説明するために、その人が持つ「法則」であり、「理論」であるといえよう<sup>4)</sup>。

この森分の説明の中で注目されるのは、次の三点である。

- ①人は誰でも、自分なりの社会の見方考え方をもっている。
- ②見方考え方は、社会的事象をとらえる枠組みとしてはたらいっている。
- ③社会の見方考え方は、社会を解釈し説明するための法則や理論といった知識である。

このように考えると、見方考え方は、我々が社会生活の中で身に付けているものであり、教師から授業で教え込まなければ習得できないものではなく、社会的事象を認識するための枠組みであるということになる。後に検討するが、この考え方は、平成20年改訂の学習指導要領によって、中学校社会科公民的分野の内容として位置付けられた見方考え方の定義に通じるものであり、森分は、1980年代に既に社会科で育成すべき資質・能力として見方考え方に注目していたことが分かる。

森分は、21世紀になってからも、見方考え方に注目した社会科授業論を提案し続けた。2000年に広島大学附属小学校学校教育研究会が出版している雑誌『学校教育』の1000号の記念特集号において、森分は、特集「21世紀を目指す新しい学び」の中で論文を発表し、「社会的なものの見方考え方」に言及している<sup>5)</sup>。森分は、この論文の中で、1998年版の学習指導要領において、社会的なものの見方考え方の育成が求められているとして、『解説』から次のような部分を引用している。

児童一人一人に社会的なものの見方や考え方が養われるよう、社会的事象を比較・関連・総合

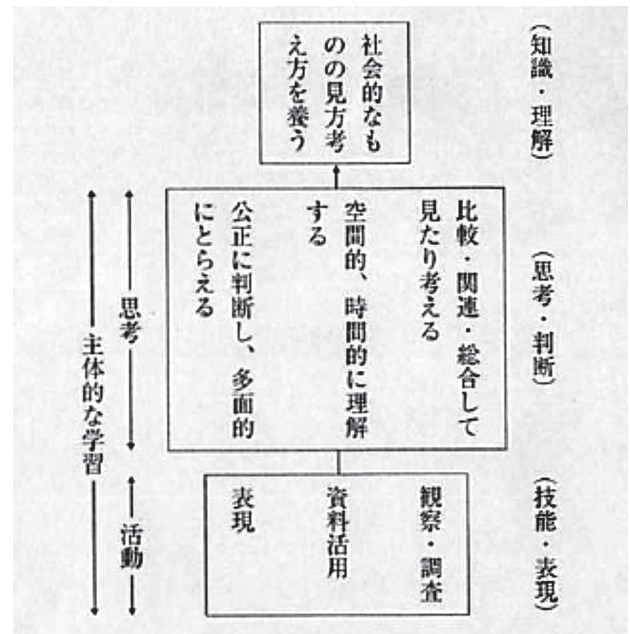


図1 新社会科における学力とその育成<sup>7)</sup>

してみたり考えたり、社会的事象を空間的、時間的に理解したり、公正に判断したり多面的にとらえたりできるようにすることが大切である。そのためには児童一人一人が社会的事象を具体的に観察、調査したり、地図や年表、各種の資料などを効果的に活用したり、さらに、調べたことを表現したりできるように、具体的な活動や表現活動などを工夫する必要がある<sup>6)</sup>。

ここで示されている社会科の学力とその育成に対する考え方を、森分は図に示している。それが図1である。

森分は、この図について次のように解説している。学び方や調べ方の学習や作業的・体験的、問題解決的な学習における子供の外面的な行動が「活動」であり、活動しながら頭のなかで働かせているのが「思考」である。前者は社会科における学力の「技能・表現」に関わり、後者は、「思考・判断」に関わる。もの見方考え方とは、身についた生きて働く「知識・理解」であり、それは網羅的で知識偏重の学習では養われず、「主体的な学習」によってこそ習得される、というわけである<sup>8)</sup>。

ここでは、森分は敢えて自身の主張を全面に出さず、学習指導要領の論理として、社会的なものの見方考え方の育成が求められていると述べている。そのうえで、それは活動を通して思考判断を自ら働かせるという「主体的な学習」を通して養われるものであると説明している。学習指導要領の言葉を通して、森分は、見方考え方は、知識であり、思考に関わるものであるという自らの主張を展開していると言え

よう。この論文の中で森分は、第四学年の沖縄を取り上げたあたたかい土地の暮らしに関する学習の教科書記述を取りあげて、見方考え方を具体的に説明している。森分は、学習指導要領社会科は事象の社会的意味の理解を目指しており、その意味の把握のためには、一般的事象に関わる理論的知識が必要であると述べている。子供たちは、事実を知ったうえで、「それらを既存の、あるいは新たに習得した理論的知識を用いて比較・関連・総合するなどして、事象の意味を捉えていく」<sup>9)</sup>のである。ここで言及されている比較・関連・総合とは、学習指導要領で示されている思考・判断の方法の一つである。ここでも森分は、見方考え方は、必ずしも授業で新たに習得するものではなく、子どもは既に身に付けているそれを使って思考・判断することがあるということに触れている点が注目される。そのうえで、次のように述べている。

社会的なものの見方考え方はと、理論的知識のことである。それらをもっておれば、様々な社会的事象の意味を読み解いていくことができる。…(中略)…転移する知識とはこの理論的知識である<sup>10)</sup>。

先に取り上げた著書の説明とは異なり、理論的知識という呼称を用いているが、見方考え方の意味は変わることなく一貫している。そのうえで、森分は、社会科教育の任務について、次のように強く語っている。

学校で社会科を学習するのは、日常生活のなかで身に付けてきている見方考え方を反省・吟味し正しいものにしていくとともに、なによりも、その対象を、日常生活を大きく超えて、空間的、時間的、領域的に拡大させるとともに、表面的な現象に捉われないで、その背後にあってそれを生み出している事象の本質や構造、メカニズムに届くものへと発展させていくためである。これは学校でしか、社会科学習においてしかできない。…(中略)…子どもの社会的なものの見方考え方を飛躍的に拡大し深化し体系化していくためには、科学的な理論的知識を再発見・再創造させて、見方考え方に組み込ませていくべきではないか<sup>11)</sup>。

ここで森分は、以前よりも明確に、社会科の役割として、子供が日常生活の中で身に付けてきている見方考え方を成長させることであるということを主張している。そのためには、科学的知識が必要であると述べているのである。

以上のように、見方考え方については、森分孝治が、いわゆる系統主義に基づく学習指導要領社会科

が成立した頃から、それが社会科で育成すべき学力であると明確に述べていた。この森分の考え方は、平成20年告示の中学校学習指導要領社会科にも反映されている。

## 2. 平成20年告示中学校学習指導要領社会科における見方や考え方

平成20年告示の中学校学習指導要領社会科においては、公民的分野の内容(1)のイに「現代社会をとらえる見方や考え方」という項目が設けられた。その内容は以下のようになっている。

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

ここでは、「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎」として、「対立と合意、効率と公正」が挙げられている。この言葉通りに捉えると、「見方や考え方=対立と合意、効率と公正」とは考えられないようにも見えるが、その後の状況から考えると、見方や考え方として「対立と合意、効率と公正」が示されていると判断できる。そして、解説では、この項目について、次のように説明されている。

すなわち、社会的存在である人間が行う行動、例えば、政治的な活動や経済的な活動などをとらえ説明するための概念的な枠組みである見方や考え方の基礎を養うことをねらいとしているのである。なお、この見方や考え方の基礎を構成する諸概念は抽象的であるため、生徒が身に付けるに当たっては、社会生活に見られる具体的な事例を取り上げて考えさせていくなどの工夫が必要となる。そこで、ここでは「物事の決定の仕方」や「きまり」などの社会生活に見られる事例を示し、その意義などを考えさせることを通して見方や考え方の基礎を身に付けさせることを求めているのである<sup>12)</sup>。

この中で、見方や考え方が「説明するための概念的な枠組み」と述べられているが、この説明は、森分の『現代社会科授業理論』の説明に通じるところがある。さらには、これらは抽象的な概念であると述べていることから、見方考え方を一般的で抽象的な理論的知識であるとした森分の定義がふまえられた説明になっていることが分かる。『解説』では、この見方や考え方としての「対立と合意、効率と公正」



について具体的な事象を例に挙げて具体的に説明している<sup>13)</sup>。そして、それらは、「これ以降の学習において活用するとともに、繰り返し吟味して、さらに広く深く成長させていくことが大切である」<sup>14)</sup>と述べており、この説明は、森分の2000年の論文のテーマに通じるものとなっている。

以上のように、平成20年告示の中学校学習指導要領社会科において示された見方や考え方は、森分の見方・考え方を踏襲したものであったと言える。

### 3. 平成29年告示学習指導要領に社会科における見方・考え方

平成29年に告示された学習指導要領では、各教科において見方・考え方の育成が求められるようになり、言わば、教科で育成すべき資質・能力の中核に見方・考え方の育成が位置付けられたと言える。今回の学習指導要領改訂は、平成28年12月の「中央教育審議会答申」を受けてなされたものであるが、その「答申」の中で既に見方・考え方について言及されていた。

「社会的な見方・考え方」は、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の視点や方法であると考えられる。

この定義を見ると、平成20年告示の中学校学習指導要領社会科と同様に、見方・考え方が定義されているように思われるが、よく見ると異なる点もある。それは、説明の後半の「社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際」という部分である。森分の定義にしても、平成20年の学習指導要領の定義にしても、見方や考え方は認識の枠組みであるとして、事実認識に関わるものと位置付けられていた。上記の説明についても、前半の「社会的な事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり」という部分は、その定義に合致している。しかし、後半の意味は事実認識にとどまらない。課題を把握して、解決に向けて構想することの中には、どのような解決策を選択するかという価値判断が含まれているのである。そのため、今回の学習指導要領の中で示されている「見方・考え方」には、事実認識の枠組みという意味だけではなく、価値認識・判断の基盤となる価値観という意味も含まれていると推測されるのである。他の教科については分からないが、少なくとも社会科についてはこのように判断することが妥当ではなかろうか。したがって、従来のように「見方や考え方」ではな

く、「見方・考え方」と「見方」と「考え方」を分けて表記するようになったのは、前者が事実認識、後者が価値認識に関わるものであることを示唆しているとも受け止められるのである。

しかし、『解説』においては、その点についての細かな説明はなく、むしろ他の部分の説明からは、事象を捉える認識枠組みという意味に近い説明がなされている。したがって、新学習指導要領の見方・考え方は、全ての教科に共通する概念として位置付けられるようになっただけに、従来よりも複雑なものになっていると言えるだろう。例えば、小学校社会科における見方・考え方については次のような説明がある。

「社会的な見方・考え方」は、小学校社会科、中学校社会科において、社会的な事象の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の「視点や方法(考え方)」であると考えられる。そして、「社会的な見方・考え方を働かせ」とは、そうした「視点や方法(考え方)」を用いて課題を追究したり解決したりする学び方を表すとともに、これを用いることにより児童生徒の「社会的な見方・考え方」が鍛えられていくことを併せて表現している<sup>15)</sup>。

ここでは、見方・考え方は視点と方法であるとして、見方が視点、考え方が方法であると説明されている。ただし、方法とはいっても、技能といったものではなさそうである。なぜなら、小学校社会科における社会的な事象の見方・考え方については、さらに次のような説明がなされているからである。

「社会的な事象の見方・考え方」は、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して(視点)、社会的な事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること(方法)」と考えられ、これらは、中学校社会科の各分野の学習に発展するものである。「社会的な事象の見方・考え方を働かせ」とは、これらの視点や方法を用いて、社会的な事象について調べ、考えたり、選択・判断したりする学び方を示している<sup>16)</sup>。

ここで示されている見方・考え方双方の定義は、森分が2000年に『学校教育』で論じた、当時の学習指導要領に示されていた社会的なものの見方や考え方の定義に近いものとなっている。すなわち、内面の思考と、外に現れている活動の双方によってそれが養われるという考え方が継承されているように見えるのである。

このように、平成29年告示の学習指導要領における見方・考え方は、基本的には、従来の学習指導要領で示された見方や考え方の定義や説明を踏襲しながら、複雑な性格を持ち、従来の定義や説明を越える部分も内包していると考えられるべきものとなっていると言えるのである。(桑原)

### Ⅲ. 小学校社会科における政治的な見方・考え方

先にも述べたように、今回の小学校学習指導要領においては、第6学年において、歴史学習より前に政治学習が位置付けられ、6年生になった児童はまず政治について学び、そのあと、歴史を古代から順番に学んでいくことになる。このことについては、「政治の働きへの関心を高めるようにすることを重視」したためであると『解説』では説明されているが、18歳選挙権時代になり、高等学校だけではなくあらゆる学校段階で主権者教育が重視されるようになったことをふまえてであると考えてよいだろう。ただ、たんに、政治の働きへの関心を高めるという態度育成に関わる問題にはとどまらない意味を、この内容構成の改善は含んでいる。筆者は、以前に、米国の初等教育用憲法学習教材の分析を通して、日本の小学校社会科に関して、それが事象の表面的な認識にとどまり、政治への関心を喚起する態度育成に偏ったものになっているという問題点を指摘した<sup>17)</sup>。今回の内容構成の改善は、政治的な見方・考え方の育成を重視し、まずそれを養ったうえで、歴史の学習に取り組みせ、歴史の主な内容である政治的な事象や出来事の理解がよりスムーズに進むようにという意図を含んでいるように思われるのである。したがって、たんに順番が入れ替わったというだけではなく、政治学習が、政治的な見方・考え方の育成を目指したものへと転換する必要があるのである。

そこで育成が目指されている政治的な見方・考え方とは何か。それについては第6学年の内容の(1)のAまたはイから取り出すことができる。そこでは、身に付けるべき知識として、次のような事項が挙げられているが、これらが見方・考え方の一部となろう。

- ・日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること
- ・現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていること
- ・立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていること
- ・国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをし

ていること

これらは、先に紹介した拙稿で私が紹介した米国の憲法学習教材が、統治、権力、権利、憲法、市民などかなり抽象度の高い概念を具体的な事象から捉えさせていたのに比べると、より分かり易く抽象度を下げたものになっていることが分かる。したがって、より汎用的な思考や判断を促すツールとしての働きには限界があるものの、従来の事象の表面的な認識にとどまりがちな小学校の政治学習をある程度改善する試みとしては、十分に効果があると考えられるのではなかろうか。

このような政治的な見方・考え方を育成する授業構成はどのようなものになるのか。次章においてその具体例を示しながら検討していきたい。(桑原)

### Ⅳ. 小学校社会科における政治的な見方・考え方の育成を目指した授業構成

#### 1. 単元のねらい

開発単元名は、「人間が生きるための権利について考えよう」である。合計2時間の単元とした。単元の目標は、下記の通りである。

- ①日本国憲法に基づいて、国民生活の基本となる権利が定められていることを理解する。
- ②日本国憲法の規定に基づく権利の具体的なあり方について、現実の事象や問題を取り上げて、全ての国民に対して公正に権利を保障するための方法について、将来の社会のあり方に関する自らの構想をふまえて、判断し、選択できるようになること。

この単元目標から明らかなように、育成すべき、政治的な見方・考え方は、「日本国憲法に基づいて、国民生活の基本となる権利が定められていること」と、「日本国憲法は、全ての国民に対して公正に権利を保障しているということ」である。ただ、これらの見方・考え方を習得させるのではなく、「働かせる」ことが新学習指導要領で目指されていることである。そこで、具体的に生活保障のあり方が問題となった事例を取り上げて、その問題について児童自身の判断を問うような学習を取り入れた。

#### 2. 単元の展開

単元は、「社会問題化してきた事例を確認する」(導入)→「憲法に基づく基本的人権について確認する」(展開1)→「権利の拡大にかかわる事例をみる」(展開2)→「権利の規制に関わる事例をみる」(展開3)→「問題の解決に向けた構想考える」(終結)という5つの段階によって構成されている。

詳しくは次頁以降の指導案に示した。このように



具体的な事例について児童自身の判断基準を反省、見直させることで、政治的な見方・考え方の成長を目指している。(横川)

#### V. おわりに

本研究では、平成29年告示の学習指導要領において重視されている見方・考え方の育成の原理について、従来の社会科教育研究の成果をふまえて見方・考え方の定義から見直し、その育成の方法について考察してきた。見方・考え方は、今回の学習指導要領改訂において初めて登場した概念ではなく、これまでの数十年の社会科教育研究の成果や、学習指導要領改訂の経緯を踏まえたものであることを明らかにしてきた。新学習指導要領の授業の展開はこれからであるが、従来の学習指導要領から内容構成は大きく変化していなくても、見方・考え方の育成をはじめとして、その目標や原理は大きく改善されていることをふまえて、新棚授業構成のあり方を追究していくことが強く求められているのである。(桑原)

#### 【注】

- 1) 森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』明治図書、1978年、p.103、図1.
- 2) 同上、p.105.

- 3) 森分孝治『現代社会科授業理論』明治図書、1984年、p.75、図4.
- 4) 同上、p.75.
- 5) 森分孝治「社会的なものの見方考え方の拡大・深化・体系化」広島大学附属小学校学校教育研究会『学校教育』No.1000、2000年11月、pp.36-39.
- 6) 文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編』p.
- 7) 森分(2000年)、p.37.
- 8) 同上、pp.36-37.
- 9) 同上、p.38.
- 10) 同上、pp.38-39.
- 11) 同上、p.39.
- 12) 文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』p.122.
- 13) 同上、pp.122-124.
- 14) 同上、p.124.
- 15) 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編』日本文教出版、2018年、p.18.
- 16) 同上.
- 17) 拙稿「小学校社会科における政治学習の改革—概念探究学習教材を手がかりにして—」『岡山大学教育学部研究集録』第122号、2003年、pp.215-224.

#### 小学校第6学年社会科指導案

#### 1. 単元名 「人間が生きるための権利について考えよう」

#### 2. 単元の目標

- ①日本国憲法に基づいて、国民生活の基本となる権利が定められていることを理解する。
- ②日本国憲法の規定に基づく権利の具体的なあり方について、現実の事象や問題を取り上げて、全ての国民に対して公正に権利を保障するための方法について、将来の社会のあり方に関する自らの構想をふまえて、判断し、選択できるようになること。

#### 3. 単元計画 全2時間

##### 第1時

学習段階	教師の指示・発問・説明	予想される答え(獲得させる知識)	備考
[導入] 社会問題化してきた事例を確認する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年8月1日のニュースを読みましょう。</li> <li>・確認をしていきます。</li> <li>1) どの町で起きた事件ですか?</li> <li>2) どのような人が亡くなってしまいましたか?</li> <li>3) 亡くなった原因は何ですか?</li> <li>4) なぜクーラーや扇風機をつけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り上げる事象の概要(7月29日、札幌市西区にあるアパートで1人暮らしの60歳女性が倒れている状態で発見され、死亡が確認された。死因は熱中症で、部屋にはクーラーや扇風機があったものの、電気料金を払えなかったせいで、電気を</li> </ul>	

	<p>ることができなかつたのでしょ うか？</p> <p>5) この日の札幌の最高気温は何 度でしたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この事件を聞いて、みなさんはど う思いますか？プリントに最初の 感想を書いてみましょう。</li> <li>・数名の人に発表してもらいましょ う。</li> </ul>	<p>止められており、使えない状態 であつた。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かわいそう。</li> <li>・しょうがない。</li> <li>・なぜ電気代が払えなかつたの？</li> <li>・なぜ一人暮らしだつたの？</li> <li>・仕事をしていなかつたのかな？</li> <li>・はやく発見できなかつたのか？</li> </ul>	
<p>[展開1]</p> <p>2. 憲法に基 づく基本的 人権につい て確認</p> <p>[展開2]</p> <p>3. 権利の拡 大にかかわ る事例をみ る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この方は「生活保護」の制度を利用 されていまして。生活保護とは どのようなものでしょうか。</li> <li>・「生活保護」は、日本国憲法に基 づいて作られている。日本国憲法 の第25条を見てみましょう。</li> <li>・みなさんが健康で文化的な最低限 度の生活を送るためには何が必要 ですか？次の中から必要なものを リストアップしてみましょう。</li> <li>・生活保護を受けていたのに、クー ラーをつけることができなかつた のは、違法でしょうか？違法では ないでしょうか？</li> </ul> <p>(意見の交流)</p> <p>議題1：クーラーはぜいたく品です か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桶川事件の事例を見てみましょう。</li> </ul> <p>議題2：どのくらいの金額があつた ら、生活していけますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護とは健康状態が悪いなど の事情で、働く意思があるのに働 けず、その日の暮らしにも困るよ うな人には、国（政府）から支援 を得ることができる仕組みのこと。</li> <li>・すべて国民は、健康で文化的な最 低限度の生活を営む権利を有する。</li> <li>・様々なものがあがる。</li> <li>・ネット上の意見を紹介する             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 救えたかもしれない命をたつ たこれだけのことで…</li> <li>2) なんだかやりきれない思いに なる。</li> <li>3) 生活保護を受けていたのに、 個人やシステムなどたくさん の問題点がありそう。</li> <li>4) 生活保護費で光熱費は、保障 されるべきなはず。</li> <li>5) 保護費をいったい何に使つた の？</li> </ol> </li> <li>・桶川事件ではクーラーをぜいたく品 とした市役所の決定が争点となつ た。この事件以降、生活保護でもクー ラーがつけられるようになった。</li> <li>・この事件の時の生活保護費は月7万 円あつた。一人暮らし一般的な女性</li> </ul>	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法には具体的なことが書かれていない。このように国が何かをするように定めている条文のことを「プログラム規定」といいます。</li> </ul>	<p>金額はおよそ13万円と推計されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法25条生存権をどのように考えるかは国民の手にゆだねられている。私たちが国はしっかりと保護ができていのか見ていく必要があります。</li> </ul>
--	--	---

第2時

<p>[展開3] 4. 権利の規制にかかわる事例をみる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を日本ではどのくらいの世帯が受けているでしょうか。グラフを読み取ってみましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立社会保障・人口問題研究所の資料では、2012年の時点で156万世帯にのぼっている。1990年代に一時落ち込んだが、2000年代に入り、急増していることがわかる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の世帯が増えることはいいことでしょうか？悪いことでしょうか？</li> <li>・生活保護のあり方について問題が起きています。今回は「生活保護の監視」に関する記事を読んでみましょう。</li> <li>・この記事に関する感想を言ってみましょう。</li> <li>・主に生活するために使用する生活保護費を別のものに使用している人がいることが明らかになりました。いままでこのような調査をしたことはありませんでした。このようなことから何が明らかになったか。</li> <li>・このような動きに対して、規制をかけようとする動きもみられるようになってきている。兵庫県の小野市が作った条例を見てみましょう。</li> <li>・このような生活保護を厳しく監視するルールに賛成ですか。反対ですか。</li> </ul>	<p>(いいと考える例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国がしっかりと責務を果たし、困っている人に積極的に支援を行っている結果である。</li> </ul> <p>(悪いと考える例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税金がたくさん使われているということ。日本の財政は大丈夫か。</li> <li>・厚生労働省の調査によると、自治体が生活保護受給者に、パチンコや競馬などのギャンブルに生活費を使い過ぎたとして指導を行った件数は、2016年度で3100件だった。同省が受給者への指導に関する調査を行ったのは初めて。</li> <li>・生活保護を受けている人でパチンコはいいのかな？</li> <li>・3100件もあるんだ。多い。</li> <li>・生活保護費は、国が定めた最低生活費から収入を引いた額が毎月支給される。ギャンブルでもうけた場合、収入として申告する必要があるが、申告をせずに不正受給した金額は3056万円に上った。</li> <li>・兵庫県小野市では、生活保護受給者が、保護費をパチンコなどで浪費している姿を見かけた市民に情報提供を求める「福祉給付制度適正化条例」を制定した。</li> </ul> <p>(賛成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税金を使っているものだから、必要な人に使うべきである。</li> </ul>

<p>[終結] 5. 問題の解決に向けた構想考える。</p>	<p>議題1：生活保護の本来の目的は何か？</p> <p>議題2：生活保護のためにどのくらいの国のお金をかけるべき？</p> <p>・今日の授業の感想を書いてみましょう。</p>	<p>(反対)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このようなルールを作ると生活保護を使用しづらくなる。</li> <li>・困窮している人々の命に係わる問題。不正受給をしている人は、全体の2%程度で、ほとんどの受給者にとっては命綱（セーフティ）になっている。</li> </ul> <p>規制を厳しくすることで、不正受給者の申請を防ぐこともある一方、本当に必要な人が、申請しづらくなる問題も指摘される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生存権という権利を後退しないようにしなければならない。人はだれでも貧困に陥る可能性がある。一方で、国そのものが維持できなくなる危険性も存在している。</li> </ul> <p>(自由記述で考えたことを書かせる。)</p>	
------------------------------------	---	--	--

(本指導案は、横川和成が作成した。)